

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理（概要）

令和6年11月13日
第146回初中分科会
資料3-2
1

令和6年9月18日

- 現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を見据えた教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、教育課程等に関する有識者を集めて議論。（令和4年12月から令和6年9月まで計15回開催）
- 本論点整理は、今後検討を深めるべき具体的な論点等について、有識者としての意見をまとめたものであり、教育課程の改善の検討を行っていく際の基礎的な資料として活用されることを期待。



論点整理は左の二次元コードまたは以下のURLから閲覧できます。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/184/mext_01892.html

1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

- 人口減少、グローバル化、生成AIの加速度的発展等、非連続的な社会変化が予想される未来
→前回改訂時に2030年頃の未来として描いていた社会像が想像以上の速さで現実化
- 不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒等、教育的支援を要する子供が増加
→多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、豊かで幸福な人生を送ることができるようにすることが重要
- 現行の学習指導要領のコンセプト自体は授業改善に繋がっており、おおむね妥当。一方、学習指導要領にわかりにくい側面があることや、教師の多忙化等が課題。
→理念を更に具体化するとともに、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みの検討が必要

2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

- 資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理していることは基本的には妥当。一方、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」等との関係性を含め、より分かりやすい整理・具体化が必要。
- 「学習の基盤となる資質・能力」（※）については、重複する部分も多く現場の具体的な実践に繋がっていない場合もあり、更なる整理・具体化が必要。
特に情報活用能力については、教育課程全体での扱いに加え、各教科等を通じた具体的な充実方策も検討し、その際、情報活用能力の向上と探究的な学びの充実を一体的に考えるべき。
（※）言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等
- デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラであり、デジタル学習基盤を前提とした学びのデザインの方向性として示すべきものについて検討すべき（ICT等のツールが「深い学び」に繋がっていない例もあることに留意）。
- 情報技術など変化の速い領域では、技術の変化に即応して最新の状況に応じた学びを確保するための方策を検討すべき。

3 各教科等の目標・内容、方法、評価

- 既存の情報から大量のアウトプットを出すことが得意な生成AIの出現なども踏まえ、深い意味理解を促すことや学ぶ意味・社会とのつながりの明確化が重要。
- 分かりやすく活用しやすい学習指導要領を目指し、各教科等の目標・内容について、中核的な概念や方略を中心に構造化を図る意義や具体的方法を検討すべき。
また、他国の好事例を踏まえ、図表の形式を活用して示すことや、解説なども含め一体的に確認できるようデジタル技術を活用することなど、形態の工夫を検討すべき。
- 「主体的・対話的で深い学び」の基本的な考え方は維持しつつも、個々の指導方法に関する制約や留意点を増やすことは避け、教師に様々な裁量が生まれるよう目標・内容の示し方を工夫すべき。
- 現行の観点別評価（※）は、教師の授業改善に重要な役割を果たすものである一方、子供の学習の改善に結びつきにくい等の課題も指摘されており、教師の力量形成・授業改善に効果的で、子供の学習改善に資する学習評価の在り方を検討すべき。
（※）知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度

4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

- 子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できる環境を整えることなど、学習者が主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身につけることの重要性やその中で教師が発揮すべき指導性について、具体的に議論し、位置付けを検討すべき。
(教師の指導性はより積極的かつ高度なものが求められ、「教師は教えなくてもいい」「全て子供に委ねればよい」といった誤ったメッセージとして伝わることをないように注意。)
- 以下のような視点から、各学校の教育課程編成に係る教育委員会(学校)の裁量拡大の在り方について検討すべき。
 - ・現行の教育課程の特例制度(教育課程特例校、授業時数特例校、小中一貫、中高一貫など)をより活用しやすくする
 - ・各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられ得るのか
 - ・年間の最低授業週数(35週以上)、単位授業時間(小学校1単位時間45分、中学校1単位時間50分)の取扱い
※例えば、①午前は教科等の授業を実施し、午後は探究学習や教科・領域に該当しない多様な学びを重点的に実施する取組、②情報活用能力に係る時間を創設して各教科等の情報教育に関連する内容をまとめて指導するといった取組、をより行いやすくするためにどのようなことが考えられるか。
- 高等学校については、全日制・定時制・通信制の3つの課程の区分の在り方やその一体的運用の在り方を検討すべき。
- 不登校児童生徒など、学校が編成する一つの教育課程では包摂が難しい多様な子供の良さを伸ばしつつ資質・能力の育成に繋げていくための教育課程における取扱いの在り方や付随する環境整備の在り方を検討すべき。

5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備

- 教育課程の実施に伴う負担への指摘(いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸課題)に真摯に向き合いつつ、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担が生じにくい仕組みを検討すべき。
- 総授業時数については、現在以上に増やさないよう検討すべき。
- 学年や学期といった長いスパンも念頭に、単元をベースとして授業を構想することや必要な評価場面を精選することは指導や評価の負担感を防ぐとともに、授業づくりを通じた教師の成長を促し、資質・能力のよりよい育成や多様な子供の包摂性を高める上でも重要であり、その重要性や示し方を検討すべき。
- 一人一台端末で、子供たちが多様な学習材に自らアクセス可能になったという状況の変化も踏まえて、ページ数が大幅に増えている教科書の性質や分量についてあらためて検討すべき。
- 教育委員会における学校支援体制の強化が重要。また、教育課程の改善・充実と教育条件整備を一体的に行っていくことが必要。

6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

- 中央教育審議会等での改訂の審議の最中においても、資料を学校や教育委員会にとって徹底的に分かりやすいものとしたり、審議状況をウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、改訂プロセス自体を通じて多くの関係者を巻き込み、学校や教育委員会と趣旨や内容を共有し、浸透を図ることが重要。
- 改訂後においても、教師一人一人が自らの課題に引きつけて当事者意識をもって理解できるよう、学習指導要領の趣旨を共有・浸透する方法の工夫を検討する必要。